

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

・・・ 2

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分の年月日	令和7年6月3日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	武州運輸 株式会社（代表者：市川 尚孝） 埼玉県川越市今成4-19-17
(3) 当該行政処分等に係る営業所の名称及び位置	本社営業所 埼玉県川越市今成4-19-17
(4) 行政処分等の内容	事業の全部停止処分3日間及び輸送施設の使用停止処分175日車
(5) 主な違反事項	点呼の実施義務違反等（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項）
(6) 違反行為の概要	飲酒運転を引き起こしたことをきっかけとして、令和6年2月15日、同年同月19日に監査を実施。12件の違反が認められた。 (1) 乗務時間等告示の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項） (2) 点呼の実施義務違反等（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項） (3) 業務記録の記載事項違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項） (4) 運行記録計記録義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条） (5) 運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項） (6) 高齢運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項） (7) 高齢運転者に対する適性診断受診義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項） (8) 定期点検整備の実施違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3） (9) 運行管理者の講習受講義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項） (10) 事業計画（自動車車庫及び休憩睡眠施設）変更認可違反（貨物自動車運送事業法第9条第1項） (11) 事業計画（事業用自動車の種別ごとの数）の変更事前届出違反（貨物自動車運送事業法第9条第3項） (12) 運賃・料金届出未報告（貨物自動車運送事業報告規則第2条の2）
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 18点 当該事業者の累積点数（関東運輸局管内） 18点